

公益社団法人 山梨県柔道整復師会定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人山梨県柔道整復師会（以下「本会」という。）定款に基づき本会の運営に必要な事項を定める。

第2章 会員

(入会手続)

第2条 本会の正会員になろうとする者は次の入会書類に会費を添えて本会事務所に提出しなければならない。

1. 本会関係提出書類

- ・ 本会入会申込書 1部
- ・ 履歴書（市販用紙） 1部
- ・ 写真（30×24mm） 2枚
- ・ 柔道整復師免許証写 1部
- ・ 施術所開設届

2. 日本柔道整復師会関係（本会上部団体）

- ・ 入会申込書 1部
- ・ 会員名簿 2部
- ・ 日整協同組合加入申込書 1部

3. 監督官庁関係

- ・ 柔道整復施術療養費の受領委任の取り扱いに係わる
届け出・確約書 1部

- ・生活保護法による施術機関指定申請書 1部
- ・柔道整復師の施術に係わる療養（補償）給付たる療養費の費用の受任者払の取り扱いに関する申出書 1部
- ・確約書 1部
- ・指定薬局・（指名機関登録）変更報告書No. 1 No. 2(労災) 1部
- ・施術開設届（写）保健所発行書類 1部
- ・施術所の平面図及び付近の見取り図 1部
- ・会長委任口座番号（山梨中央銀行柳町支店に会員の個人名で開設）及び会員委任口座番号（会員の取引銀行）

4. 損害保険（任意）

- ・柔道整復師賠償責任保険加入申込書（約3,000～13,000円）

5. 入会金関係

・本会関係に必要な費用		入会金	10,000円	
		<u>定額会費</u>	<u>20,000円</u>	
		合 計	30,000円	

（会 費）

第 3 条 本会の会費は、定額会費、定率会費とする。

2 定額会費は年額20,000円とする。

会員である期間が1年に満たないときも同様とする。

3 会費を2年を超えて滞納したときは、滞納が生じた年度から正会員または準会員の資格を喪失する。

4 定率会費は前年の保険取扱額により次の段階に区別する。

- | | | |
|-----|--------------------------|-------|
| (1) | 0円～ 2,000,000円 | 0% |
| (2) | 2,000,001円～ 7,000,000円 | 2.85% |
| (3) | 7,000,001円～ 12,000,000円 | 2.95% |
| (4) | 12,000,001円～ 17,000,000円 | 3.00% |
| (5) | 17,000,001円～ 22,000,000円 | 3.05% |

(6) 22,000,001円 以上 3.10%

- 5 新規開設新入会員の定率会費は、入会月より1年（12ヶ月）は、1ヶ月7,000円とする。13ヶ月後からの定率会費は、入会月から12ヶ月間の保険取扱額により算定する。
- 6 退会、除名された会員又は、資格を喪失した会員の定率会費は、退会月まで徴収し、退会後の事務手数料として5,000円を徴収する。

(会費等の減免)

- 第4条 正会員がやむを得ない理由のため会費負担金等の納入が困難と認められるときは、理事会の決議を経て減免することができる。
- 2 会費負担金の減免は減免申請書提出の年度以前に遡及することはできない。
 - 3 特別の理由あるものを除き新たに減免を申請するもの並びに継続して減免申請をするものは当該会計年度の開始以前に減免申請書を提出しないときは、当該会計年度における会費負担金等の減免を受けることができない。

(表彰)

- 第5条 会長は、正会員に会務に貢献することが顕著であると認められたる者があるときは理事会の決議を経て総会においてこれを表彰するものとする。
- 2 表彰については別紙1のとおりとする。

(慶弔及び見舞い事)

- 第6条 正会員の慶弔又は見舞い事については別に定める。（別表2のとおりとする。）

(役員選挙)

- 第7条 役員に関する選挙は別に定める「選挙に関する規程」による。

(監 査)

第 8 条 監事の通常監査は四半期の 4 回とし正会員の 3 分の 2 以上が必要と認めるときは、臨時に監査を行うことができる。

(常設機関及び委員会)

第 9 条 本会の会務を分掌し会務の円滑な運営を計るために次の機関並びに委員会を設ける。

(1) 総務部

全ての部署の事務を司り総括する。

事業計画、文書、会議の議事録、会員名簿、事務所等の管理及び他部に属さない事業に関する事項。

(2) 経理部

資産及び会計、財産に管理及び運用。

経理及び管財に関する事項。

(3) 保険部

山梨県知事等との協定に基づく柔道整復師の医療保険受領委任制度の適正化に関する事項。

(4) 学術部

県民が健康福祉、医療保険の知識を深める契機として健康保持・増進に資する為、柔道整復師の育成に関する事業及び柔道整復術の向上や柔道整復学の発展など専門的知識・技術等の普及によって広く県民に還元する事業。

(5) 事業部

県民の健康保持及び青少年の健全育成等各事業の開催、協力に関する事項。

2 介護関係

介護保険法による地域支援事業である運動器の機能向上の為の教室及び啓発の為の事業。

(経過規程)

第10条 この施行細則の施行前に旧定款の規程によりなされたすべての処分及び手続きはそれぞれの施行細則の相当規程によってなされた処分及び手続き等とみなす。

(付 則)

第11条 正会員は本会について意見要望等を文書で理事に申し出ることができる。

2 理事は速やかに理事会に諮り結果を正会員に通知しなければならない。

3 その他必要と認められた事項が生じたときは理事会において決定する。

第3章 準会員に関する事項

(目 的)

第12条 本会に、準会員としての入会制度を設け、特例としての権利を定め、将来本会員としての入会時の便宜を図るものである。

(入会手続)

第13条 本会会員の施術所に勤務、研修する有資格者で、将来山梨県内に開業予定、本会に入会を希望するもの。

本会に準会員として入会するための手続きは次の書類を本会に提出しなければならない。

- (1) 準会員入会申込書
- (2) 履歴書（脱帽上半身写真貼付）
- (3) 柔道整復師免許証の写し

(会 費)

第14条 (1) 入会金 5,000円

(2) 年会費	3, 0 0 0 円
合 計	8, 0 0 0 円

(準会員の権利)

第 1 5 条 準会員は公益社団法人 山梨県柔道整復師会の主催する諸行事に参加
参加 できる。

準会員には次の権利がある

- (1) 総会に出席し意見を述べること。
- (2) 本会の学術集会において研究成果を発表し報告を行うこと。
- (3) 本会の発行する学会学術誌及びその他の学術刊行物の配布を受けること。
- (4) 本会の総会議事及び決議した事項について、閲覧することができる。
- (5) 本会ホームページの会員限定ページを閲覧すること。
- (6) 選挙権、被選挙権はない。また総会等において決議権はない。

(附 則)

1. この細則は、公益社団法人移行の日から施行する。
2. 平成 2 6 年 5 月 2 4 日公益社団法人山梨県柔道整復師会へ名称変更。
3. この細則は、令和元年 5 月 1 8 日改訂（追加）し施行する。（令和元年 5 月 1 8 日定期総会決議）

別紙 1

表彰に関する事項

(表 彰)

- 1 本会の会員にして次の各号のいずれかに該当するときは理事会の決議を経て会長はこれを表彰することができる。
 - (1) 本会に30年以上在籍し斯業の発展に寄与しその業務が顕著である者。
 - (2) 学術の振興その他本会の業務に精励しその功績が著しい者。
 - (3) 社会的功績があり本会の名誉となる行為があったとき。
 - (4) 篤行晋行があり本会の名誉となる行為があったとき。
 - (5) その他理事会において表彰に値すると認められたとき。前項についてはその都度理事会の決議により準用するものとする。

別紙 2

慶弔に関する事項

(慶 弔)

- 1 施行細則第 2 章第 6 条による会員にして下記事実に該当するときは、金品を贈り慶弔の意を表すものとする。尚、会員が死亡のときは会員に会葬の通知をなすものとする。

(1) 会員が死亡の場合	5 万円	供物
(2) 会員が傷病の場合(1 週間以上就業不可のとき)	1 万円	
(3) 会員の一親等内及び配偶者が死亡の場合	2 万円	供物
(4) 会員が結婚したとき	2 万円	祝儀

- 2 その他、必要と認めた事項が生じたときは理事会において決定するものとする。